

平成21年5月1日  
上下水道局企業総務課

～一般競争入札共通事項の改正について～

5月1日以降に公告する案件から郵便入札用の事後審査型制限付き一般競争入札共通事項が改正になりました。

【変更点】

- ① 「特定記録郵便」、「普通郵便」により送付された入札を無効とすることを明記
- ② 開札時の立会人を3名から2名に変更
- ③ 参加申請時の配置予定技術者の報告が不要
- ④ 落札候補者となった場合に公告の条件を満たす技術者を配置できるよう充分考慮した上での参加申請
- ⑤ 主任技術者として配置できる実務経験者の取扱の明確化

以上が改正されました。

詳しくは公告文に添付する共通事項をご確認ください。